明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**三八～四五）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**四六）　六
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**四七～四九）
○重要文化財を分割し、片方に有形文化財を追加して、国宝に指定する件（**文部科学**四）　二
○国宝に文化財を追加して指定する件（**同**五）　三
○有形文化財を重要文化財に指定する件（**同**六）
○重要文化財に有形文化財を追加して指定する件（**同**七）　四
○二件の重要文化財を統合し、有形文化財を追加して指定する件（**同**八）　五

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決、型式適合認定、厚生年金基金解散・清算人就任関係　吾
地方公共団体
行旅死亡人関係　吾
会社その他
会社決算公告　吾